

千葉県高齢者保健福祉計画について

1 趣旨

現行の千葉県高齢者保健福祉計画の計画期間が令和6年3月31日で終了することから、次期3か年の高齢者福祉施策の基本計画を定める必要がある。

計画の位置付けは、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」を一体的に策定した法定計画である。

認知症施策については、令和元年6月に国が策定した「認知症施策推進大綱」や事業の進捗状況を踏まえながら、次期計画に盛り込むべき内容について、協議会で検討していく。

2 計画策定の方向性

【目標Ⅱ】 介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築
～地域共生社会実現のための地域包括ケアの推進～

【基本施策5】 認知症の人やその家族などに対する総合的な支援の推進
趣旨 認知症の人や家族を支える地域支援体制の構築を促進します。

【具体的施策】

- ① 認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進
- ② 認知症予防の推進
- ③ 早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進
- ④ 認知症支援に携わる人材の育成
- ⑤ 本人やその家族への支援と本人発信支援
- ⑥ 若年性認知症対策の推進

3 スケジュール案

開催日	協議会	内容
5月24日	第1回	・計画骨子案の検討
7月25日	第2回	・計画素案の検討
10月下旬	第3回	・計画原案の検討（内容を固める）
2月頃		（パブコメ）
3月中旬	第4回	・結果報告